

利根川下流域の減災に係る 第2期（R3～R7）取組方針の実施状況について

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会事務局

1. 減災対策協議会のこれまでの経緯

- 平成29年9月の関東・東北豪雨災害を契機に始まった減災対策協議会は利根川下流域においても設置している。
- 令和3年5月26日には、緊急行動計画の改定を踏まえ、当初の取組方針から改定している。
- それから、実施期間である5年が経過することから令和8年度以降の取組方針へ改定することが必要である。

■これまでの経緯

平成27年9月 関東・東北豪雨災害(鬼怒川の洪水氾濫)

平成27年12月 社会資本整備審議会答申

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン

平成28年5月25日 第1回 減災対策協議会

『利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)』設立

平成28年9月30日 第2回 減災対策協議会

「利根川下流域の減災に係る取組方針」策定

目標

利根川下流域における大規模水害に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

取組方針

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

■緊急行動計画(平成29年6月20日)

平成28年8月、台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生。

→ 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、国土交通省は緊急的に実施すべき事項について「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(以下、「緊急行動計画」という)をとりまとめ(平成29年6月20日)。

→ 水防法の改正(平成29年6月19日施行) 多様な関係者の連携体制を構築する大規模氾濫減災対策協議会制度と中小河川の浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設するとともに、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化を制定。

平成30年7月豪雨

■緊急行動計画の改定(平成31年1月29日)

平成30年7月豪雨を受けて、とりまとめられた委員会の答申(H30.12)を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、多くの主体の事前の備えと連携の強化を図るべき

令和3年5月26日 第9回 減災対策協議会

・平成31年3月29日通知を踏まえ、次期5カ年を目標年限とした「減災対策協議会取組方針の改定(案)」を提案

■国土交通省防災業務計画の見直し(令和3年10月)

避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした『流域タイムライン』に見直し

■「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言

激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。そのため、国土交通省は令和5年4月「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置

■流域治水プロジェクト2.0への更新(令和5年8月)

気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実を目的とし、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、流域関係者で共有

令和7年1月 第1回意見交換会

フォローアップ調査結果を踏まえた意見交換等

令和7年11月 第2回意見交換会

第3期の取組方針策定のための住民防災意識アンケート調査を踏まえた意見交換

令和8年度以降の取組方針へ改定

- 第2期(R3～R7)では第1期(H28～R2)に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、**取組みを継続した。**

【5年間で達成すべき目標】

**利根川下流部において洪水被害に対する住民の避難行動
につなげてもらうための取組を推進し、「逃げ遅れゼロ」を目指す。**

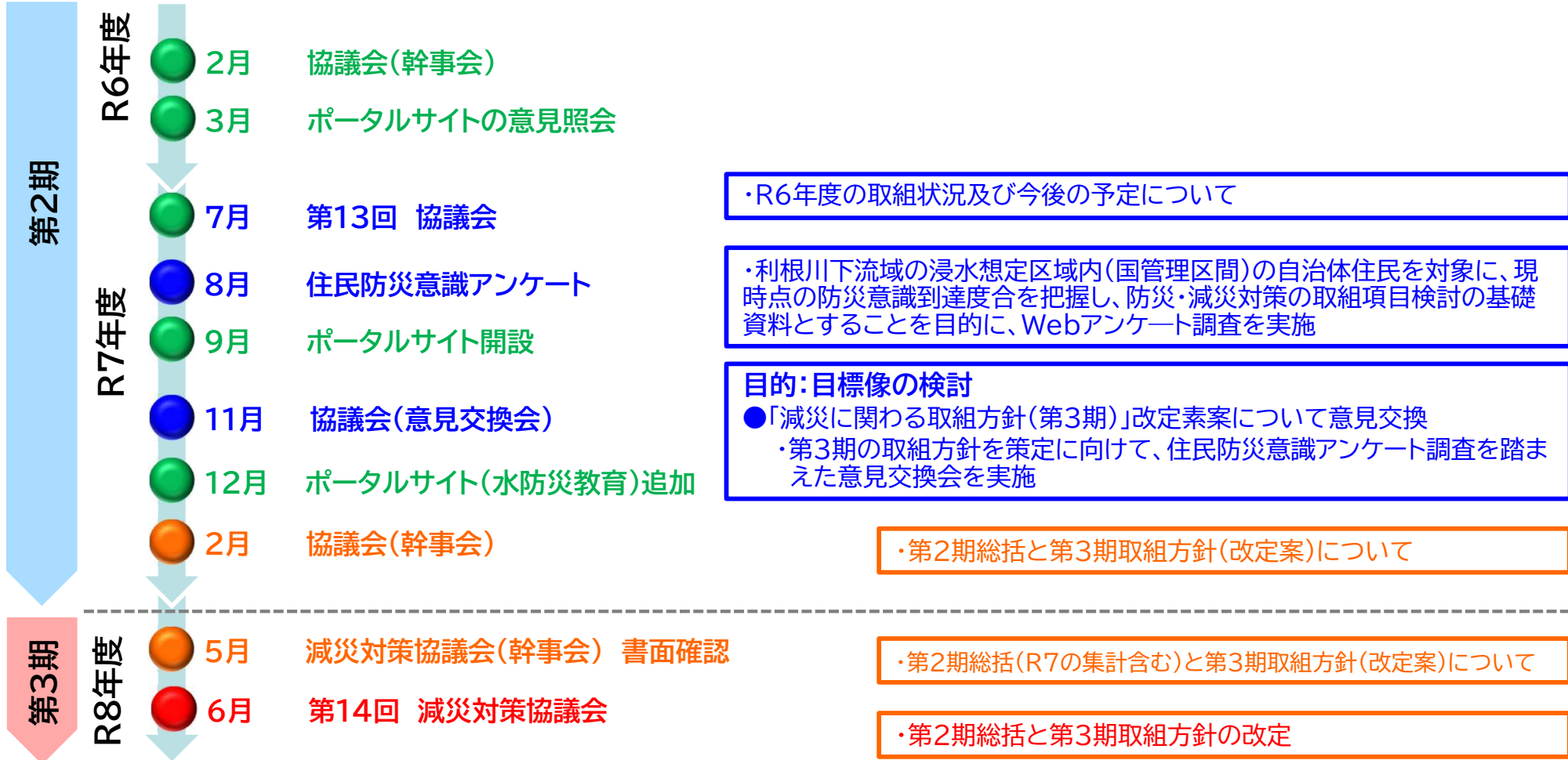
※ 逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

上記目標の達成に向け、ハード対策に加え、利根川下流部において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

2. 第3期に向けたスケジュール

■ 利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組は、令和7年に10年目を迎え第2期が終了しようとしている。令和7年度は、現在の取組進捗状況や課題を整理・把握し、減災対策協議会関係者と意見交換を行いながら、第3期に向けて今後5年間の取組方針の見直しを行った。



3.第2期(R3~R7)のとりまとめの流れ

- 毎年度、年度末に進捗状況のアンケート調査を実施していたことから、取組の進捗状況を整理
- 令和7年度にWEBアンケート調査により住民の防災意識調査を実施したものを整理



次期取組方針に反映すべき内容を整理

4. 令和7年度フォローアップ調査概要

- 令和7年度末時点の取組進捗状況フォローアップ調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、進捗に課題のある取組項目、取り組みを実施した事例を整理した。

表 取組項目一覧

取組項目	
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み	
1	沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。
2	沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。
3	沿川市町：基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。
4	沿川市町以外：災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。
5	広域避難計画策定の推進を図る。
6	広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。
7	想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)
8	想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)
9	円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施する。
10	スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。
11	水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。
12	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。
13	水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。
14	小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。
15	避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。
16	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。
17	要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)
18	要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)
19	沿川市町：住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。
20	避難所の開設に伴う、新型コロナウイルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。
21	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。

取組項目	
(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み	
22	水防に関する広報を推進していく。
23	水防(防災)訓練を実施する。
24	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。
25	隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。
26	広域的な水防支援体制を推進していく。
27	広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。
28	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。
29	沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。
30	沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。
31	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。
32	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。
33	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。
34	大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。
35	自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み	
36	河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。
37	排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)

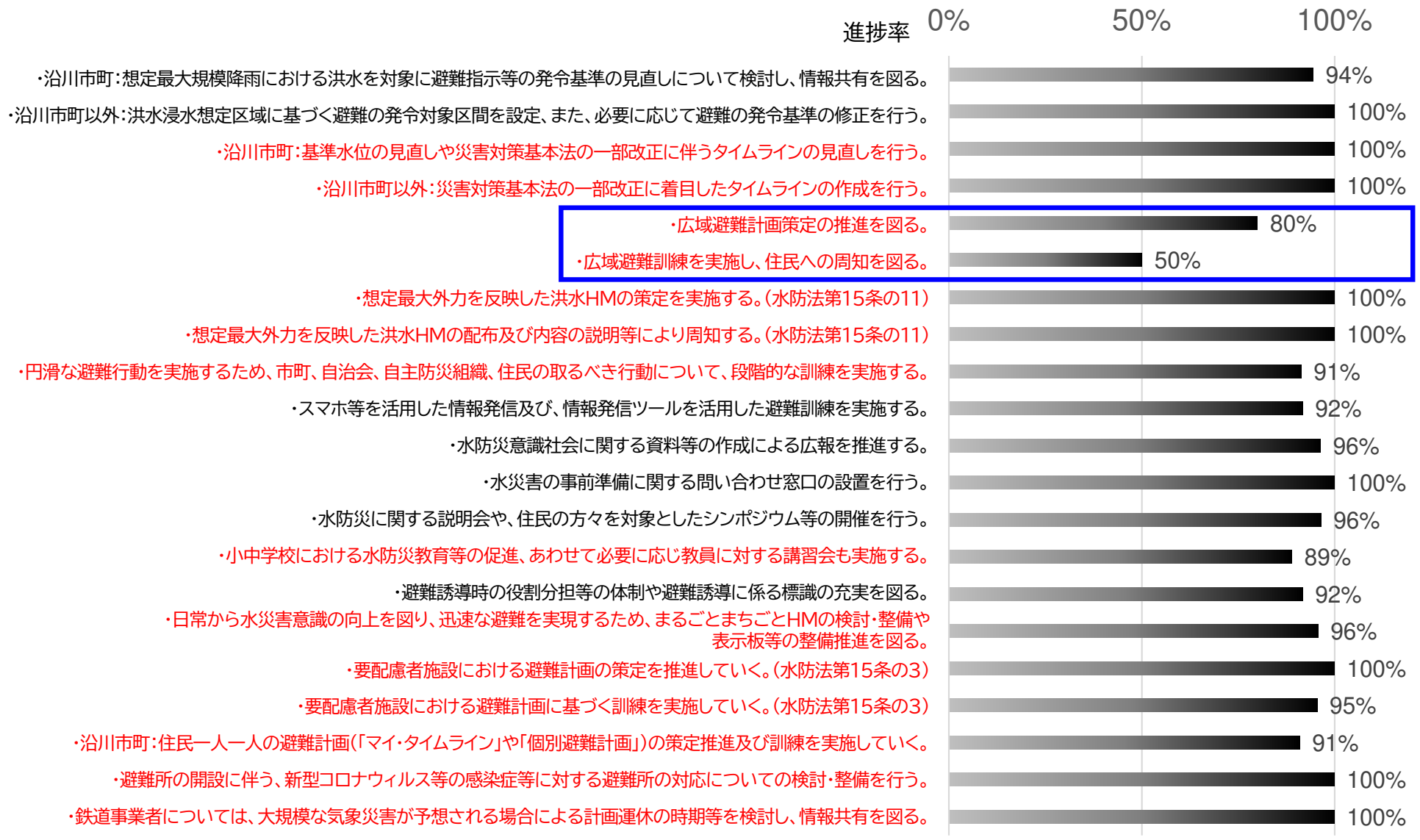
赤字：優先項目

4. 令和7年度時点の取組進捗率 (1/2)

- 令和7年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で**90%程度**となっている。
- (1)グループについては、**広域避難**に関する取組について課題が確認される。

(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

赤字:優先項目



広域避難

計画策定は進んでいるが、実運用や連携調整に課題がある

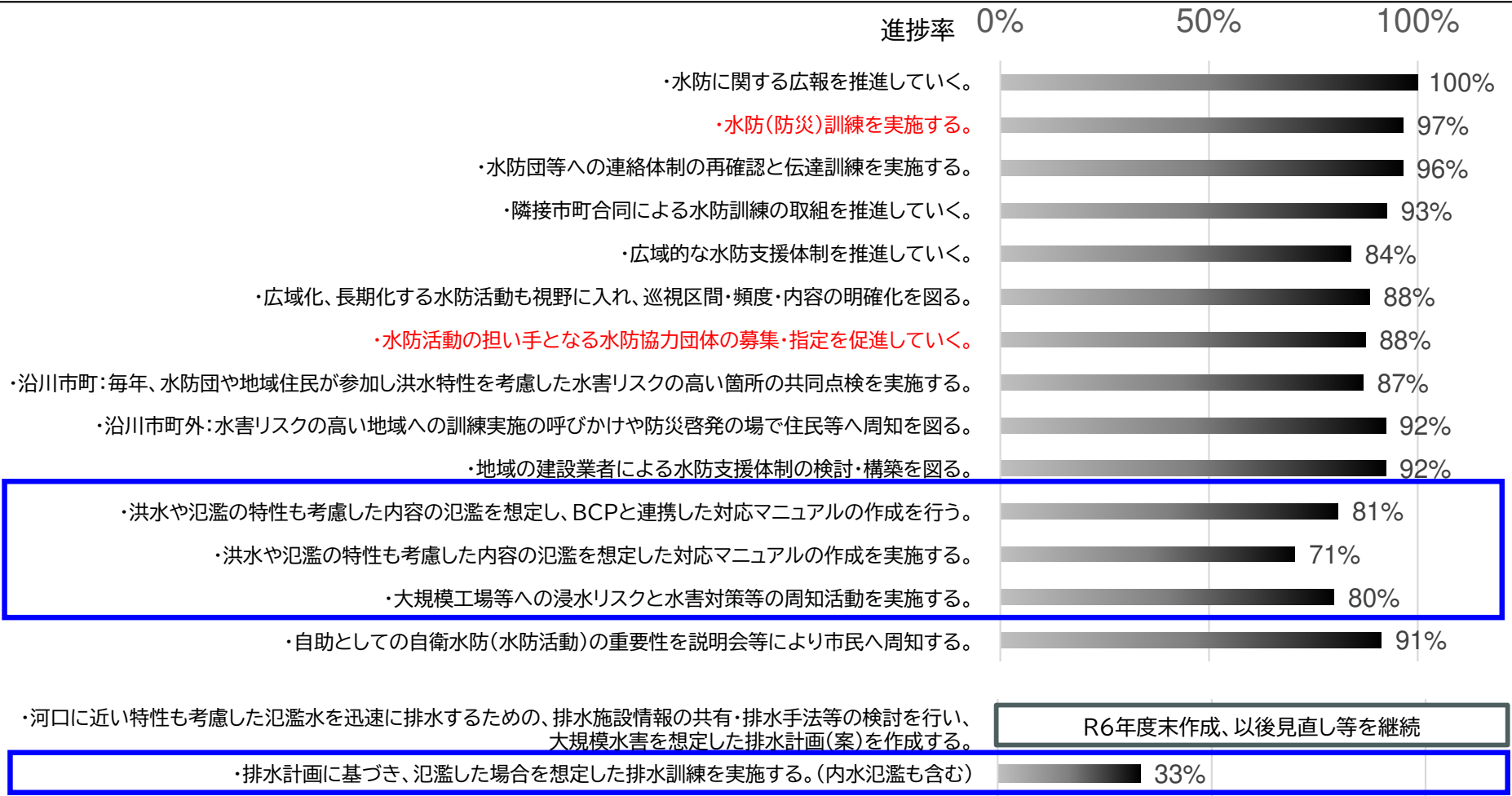
$$\text{進捗率} = \frac{\text{R7「取組実施中・取組完了」の構成員数(●+◆)}}{\text{取組を実施する構成員数(●+◆+○)}}$$

4. 令和7年度時点の取組進捗率 (2/2)

- 令和7年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で**90%程度**となっている。
 - (2)(3)グループについては、**BCP関連**や**排水計画**に関する取組について課題が確認される。
- ※BCP関連は取組が進んできているが、他の取組と比べ進捗率に課題が生じている。

(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み



BCP関連、排水計画
引き続き進捗率が低い

$$\text{進捗率} = \frac{\text{R7「取組実施中・取組完了」の構成員数(●+◆)}}{\text{取組を実施する構成員数(●+◆+○)}}$$

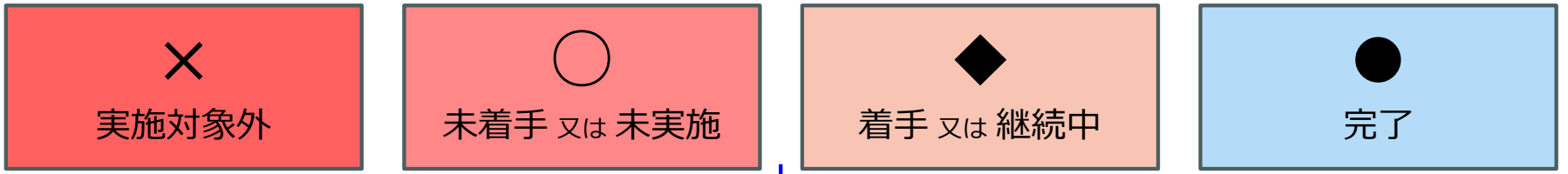
赤字: 優先項目

5. 現在実施しているフォローアップ調査の課題

■ R7フォローアップ調査結果は、過年度より大きな変化は見られなかった。今後、利根川下流域の減災に関する取組の高度化を図るため、各機関の取組状況をより詳細に調査・把握し、協議会での情報共有や支援に役立てていく必要がある。

➤現在のフォローアップ調査形式

現在のフォローアップ調査形式 取組状況を以下の4段階で評価している。



進捗率として、「実施（着手）」を評価

➤現在の取組進捗に関する課題

進捗率が高い項目

過年度から実施されている項目が多く、経年の取組進捗・変化が見えづらい
⇒継続実施や新たな展開を図っている取組についても評価・把握することで、さらなる利根川下流域の取組の充実・高度化を図る必要がある

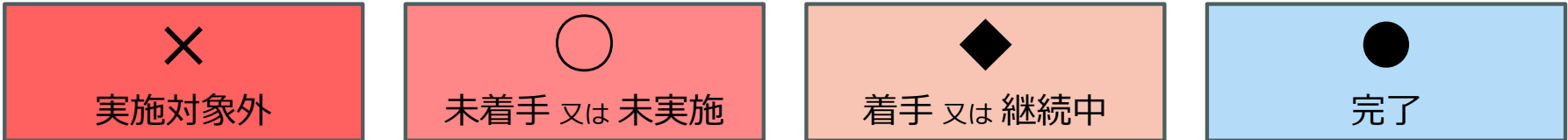
進捗率が低い項目

広域避難の訓練や、BCP関連、排水計画など
過年度よりあまり進捗が進まない項目がある
⇒進捗を図るため、取組内容をブレイクダウンして、打開策や支援策を協議会で検討していく必要がある。また、事前準備（検討中）なども評価・把握することで協議会での有効な支援を検討する

5. 6段階による取組評価(質的評価) 実施概要

取組の現在地と推進の課題を把握し、更なる取組の継続化・加速化を図ることを目的とし、令和7年度は質的評価により取組状況について詳細な把握を行った。

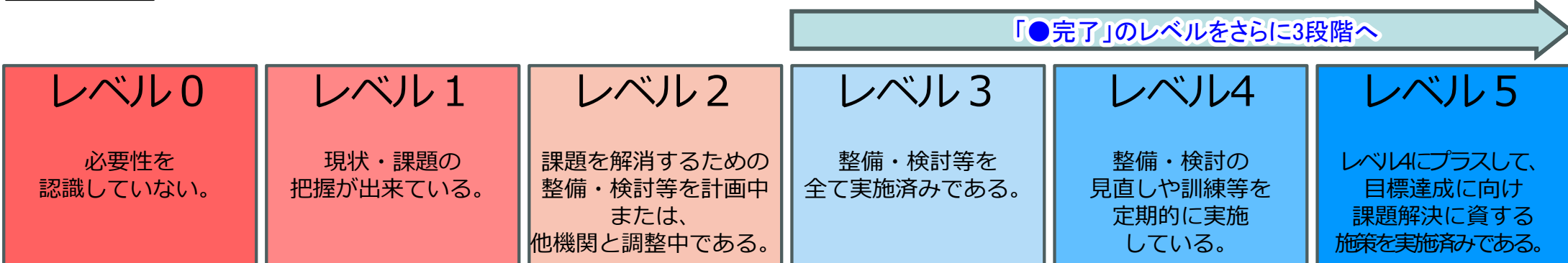
フォローアップ調査形式 取組状況を以下の4段階で評価している。



課題

- 詳細な取組状況が確認しづらいため、課題把握が難しい。
- 防災教育等のように施策終了ではなく、持続的な取り組みであり各年度の目標を完了したものとで意味合いが異なるなど、回答者によって評価が異なる。
- 取組深度化を図っている好事例の抜き出しや、レベルアップに繋がる活用ができていない可能性がある。

質的評価 「完了」のレベルを3段階に分けることで、取組状況をより正確に評価する。



- 流域内の取組状況の正確性が向上するとともに、改めて自治体等が目標と取り組みの現在値を自己評価することで、今後取り組むべき施策の再確認ができ、協議会での支援策を検討できる。
- レベル3以上の取組については事例紹介を記載していただくことで、好事例の抜き出しを行う。

5. 令和7年度時点の取組状況(6段階による取組評価)

■これまで実施していたフォローアップ調査では37項目中32項目が取組進捗率80%を超えだったが、質的評価では到達レベルが1または2(現状把握または計画段階)で止まっている項目が大半を占めていることが確認が出来た。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 (単位: 機関)

取組項目	R7FU	質的評価(6段階による評価)				
1 沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	100%	4	2	10	16	
2 沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	100%	11	5		25	
3 沿川市町: 基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	100%	11		14	16	
4 沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	100%	0	7		25	
5 広域避難計画策定の推進を図る。	48%	1	5	6	13	7
6 広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	32%	2	11	4	17	7
7 想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	100%	6	4	9	5	1
8 想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	100%	1	6	8	9	1
9 円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施する。	91%	2	6	2	11	2
10 スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	92%	5	9	8	2	1
11 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する	96%	1	3	5	17	1
12 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	100%	1	6		19	6
13 水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	96%	3	5		19	1
14 小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	89%	1	10		13	3
15 避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	92%	1	3		18	2
16 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまるとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	96%	1	4		17	1
17 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	100%	1	5		17	2
18 要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	95%	5		16	1	3
19 沿川市町: 住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	94%	1	11		12	1
20 避難所の開設に伴う、新型コロナウイルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	100%	4	3	7	10	1
21 鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	100%	1			31	

(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 (単位: 機関)

取組項目	R7FU	質的評価(6段階による評価)				
22 水防に関する広報を推進していく。	100%	1	7	7	14	3
23 水防(防災)訓練を実施する。	97%	1	13		9	5
24 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	96%	5	5		17	1
25 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	93%	1	9	3	12	2
26 広域的な水防支援体制を推進していく。	84%	1	3		17	4
27 広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	88%	2		21		3
28 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	88%	1	6		13	3
29 沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	88%	1	12	2		16
30 沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	100%	1	5		25	
31 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	92%	2	1	7	14	2
32 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	81%	1	3		13	4
33 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	71%	1	3	8	5	15
34 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	80%	8	2		15	7
35 自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	91%	4		17		2

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組 (単位: 機関)

取組項目	R6FU	質的評価(6段階による評価)			
36 河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	37%	7	12	6	7
37 排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	33%	1	5	12	7

■ レベル5: レベル4にプラスして、目標達成に向け課題解決に資する施策を実施済み。

■ レベル4: 整備・検討の見直しや訓練等を定期的実施している。

■ レベル3: 整備・検討等を全て実施済み。

■ レベル2: 課題を解消するための整備・検討等を計画中または、他機関と調整中。

■ レベル1: 現状・課題の把握が出来ている。

■ レベル0: 必要性を認識していない。

■ 対象外機関 10

5. 各取組に対する今後の取組意向

■ 質的評価において到達レベル1以上を選択している取組に対する今後の取組意向は以下のとおりである。概ね全ての項目について、今後の取組意向があることが確認でき、到達レベル1・2の機関・取組は進捗率向上、到達レベル3・4・5の機関・取組は質的向上を図っていく。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組		リスク情報の周知		(単位: 機関)	
		洪水HMの策定は進んでいるが、周知方法はその質を高める必要がある。		継続意向あり機関数 / 到達レベル 該当機関数	
				到達レベル 1・2	到達レベル 3・4・5
避難情報の発令基準	1 沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	(N=16)		9/10	6/6
	2 沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	(N=7)		2/5	2/2
	3 沿川市町: 基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	(N=16)		12/14	2/2
	4 沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	(N=7)		3/7	0/0
避難場所・避難経路	5 広域避難計画策定の推進を図る。	(N=25)		9/19	6/6
	6 広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	(N=25)		9/21	4/4
リスク情報の周知	7 想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	(N=24)		4/5	17/19
	8 想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	(N=24)		8/9	13/15
避難住民等への情報伝達体制や方法	9 円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施する。	(N=23)		10/13	10/10

到達レベル1・2の機関
 引き続き取り組みたい どちらともいえない 今後は取組不要・未回答

到達レベル3・4・5の機関
 引き続き取り組みたい どちらともいえない 今後は取組不要・未回答

5. 各取組に対する今後の取組意向

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

住民等への情報伝達体制や方法
 住民等への情報伝達体制・方法についてより質を高めていく必要がある。

(単位: 機関)

			継続意向あり機関数 / 到達レベル該当機関数		
			到達レベル 1・2	到達レベル 3・4・5	
住民等への 情報伝達体制や方法	10 スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	(N=24)		7/10	13/14
	11 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	(N=27)		12/18	9/9
	12 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	(N=26)		12/19	7/7
	13 水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	(N=28)		13/20	8/8
	14 小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	(N=27)		14/16	11/11
避難誘導體制	15 避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	(N=24)		16/20	4/4
	16 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	(N=23)		16/18	5/5
	17 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	(N=23)		16/17	5/6
	18 要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	(N=22)		15/17	4/5
	19 沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	(N=16)		11/13	3/3
	20 避難所の開設に伴う、新型コロナウイルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	(N=24)		8/10	11/14
	21 鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	(N=1)		0/0	1/1

5. 各取組に対する今後の取組意向

(2) 洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のための水防活動の取組

水防に関する事項 (単位: 機関)

		水防に関する事項 広報など、水防に関する事項について質を高めていく必要がある。	継続意向あり機関数 / 到達レベル該当機関数	
			到達レベル 1・2	到達レベル 3・4・5
水防訓練の実施	22 水防に関する広報を推進していく。	(N=29)	13/14	13/15
	23 水防(防災)訓練を実施する。	(N=29)	4/6	23/23
	24 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	(N=28)	16/18	10/10
	25 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	(N=27)	11/14	13/13
河川の巡視・点検	26 広域的な水防支援体制を推進していく。	(N=25)	17/21	4/4
	27 広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	(N=26)	21/24	2/2
	28 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	(N=24)	13/16	8/8
	29 沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所での共同点検を実施する。	(N=16)	14/14	2/2
	30 沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	(N=7)	3/5	2/2
水防資機材の整備状況	31 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	(N=26)	12/16	10/10

到達レベル1・2の機関

- 引き続き取り組みたい
- どちらともいえない
- 今後は取組不要・未回答





到達レベル3・4・5の機関

- 引き続き取り組みたい
- どちらともいえない
- 今後は取組不要・未回答



5. 各取組に対する今後の取組意向

(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組




(単位: 機関)

			継続意向あり機関数 / 到達レベル 該当機関数	
			到達レベル 1・2	到達レベル 3・4・5
市町庁舎、 災害拠点病院等の 水害時における対応	32 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	(N=21) 	15/17	4/4
	33 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	(N=17) 	10/13	4/4
	34 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	(N=10) 	9/10	0/0
	35 自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	(N=23) 	17/19	3/4

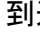


(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

			継続意向あり機関数 / 到達レベル 該当機関数	
			到達レベル 1・2	到達レベル 3・4・5
排水施設、排水機資材 の操作、運用	36 河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	(N=19) 	17/19	0/0
	37 排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	(N=18) 	15/17	1/1

到達レベル1・2の機関

-  引き続き取り組みたい
-  どちらともいえない
-  今後は取組不要・未回答

到達レベル3・4・5の機関

-  引き続き取り組みたい
-  どちらともいえない
-  今後は取組不要・未回答

6. フォローアップ調査結果(まとめ)

- フォローアップ結果から、取組項目のうち、進捗率が低く進捗率を上げていく必要がある項目と、進捗率が高い取組の中でより「質」を上げていく必要がある項目を抽出した。

(1) 進捗率が低いため、進捗率を上げていく必要がある取組項目

① 広域避難関連

【No.6】広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る

② BCP関連

【No.32】洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。

【No.33】洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。

【No.34】大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。

【No.37】排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)

(2) 進捗率は高いがより質を上げていく必要がある取組項目

① リスク情報の周知(2項目)

【No.7】想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)

【No.8】想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)

② 住民等への情報伝達体制や方法(3項目)

【No.10】スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。

【No.11】水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。

【No.14】小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。

② 水防に関する事項(4項目)

【No.22】水防に関する広報を推進していく。

【No.23】水防(防災)訓練を実施する。

【No.25】隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。

【No.31】地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。

【(2)選定基準】

進捗率は高いがより質を上げていく取組については、到達レベルが3, 4, 5(実施済み)の取組項目の中から、今後実施する意向の機関が多い取組を選定した

6. フォローアップ調査結果(共通する課題の抽出)

フォローアップ結果を踏まえた関係市町に共通する課題

- これまでの関係市町へのヒアリング・アンケート等の結果を踏まえ、R3～R7年度時点までの関係市町に共通する課題は以下のようなものが想定される。

① 人材不足・体制強化

- 災害時に人手不足のため、システム入力漏れや要配慮者への支援が行き届かない。特に要配慮者施設の避難計画策定、防災教育の推進において、マンパワーが不足している。

② 計画・情報の理解不足や策定の困難さ

- 多くの計画や情報が市町村職員や住民に十分に理解されていない。
- 大規模工場の浸水防止計画や個人用避難計画(マイ・タイムライン)の作成が難しいと感じられている。

③ 施設や資機材の整備計画・配置計画の検討段階

- 水防資機材の整備、災害対応施設の新設、監視カメラの設置などの施設や資機材の整備計画・配置計画が検討段階で予算化ができていない。

④ 住民への情報伝達・防災意識の向上

- 住民への効果的な情報伝達が課題となっている。特にスマートフォンなどデジタル情報収集手段を持たない人々への情報提供やハザードマップの認知度・活用促進が必要である。

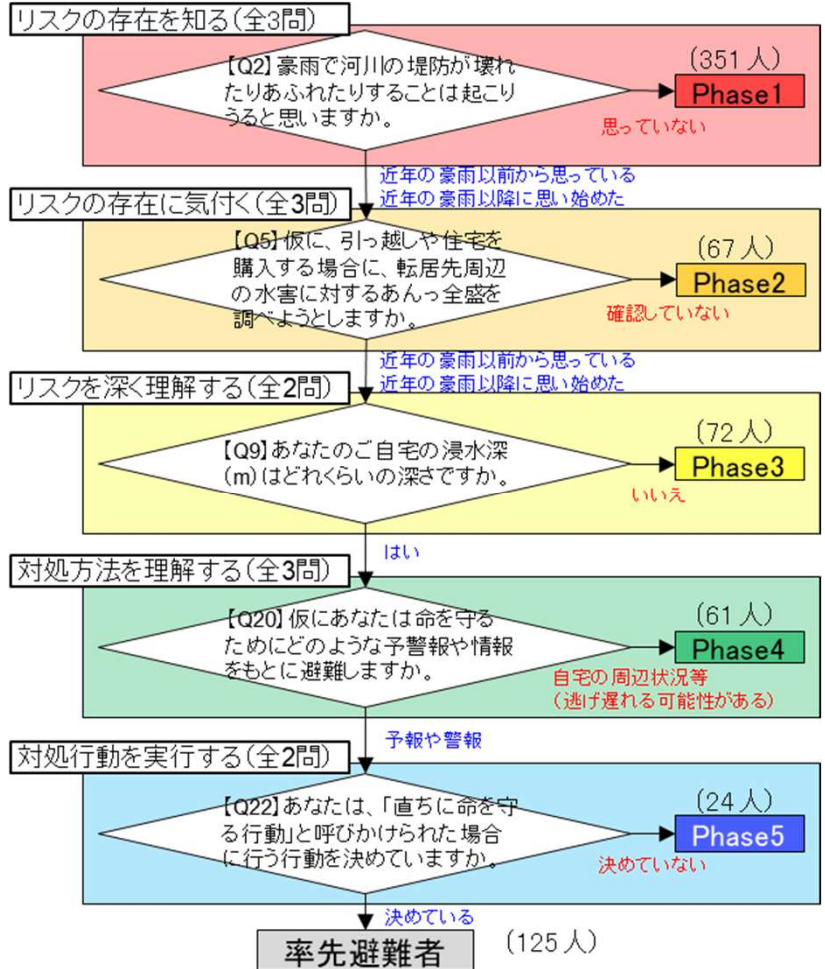
⑤ 実践的な訓練の実施不足・社会情勢への適応

- 広域連携での避難訓練やタイムラインに基づいた実践的な訓練の機会が不足している。
- 毎年行われる共同点検や水防訓練が形骸化し、現代の社会情勢に即した内容になっていないため、より実践的な訓練内容への改善が求められる。

7. 住民防災意識調査

● 利根川下流域の関係市町(23市町)について、利根川下流(直轄管理区間)の浸水想定区域内・区域外の住民を対象に、現時点の防災意識到達度を把握することを目的として、先進事例を参考として住民の防災意識のフェイズ区分を設定し、Webアンケート方式による住民防災意識調査を実施した。

■ 評価項目(質問)を設定



防災意識		評価(アンケートの視点)
災害リスクの認知向上が必要	Phase1	大雨で川(利根川等)の堤防が壊れたり、あふれたりすると思っていない人
	Phase2	自分の家が浸水するか知らない人
	Phase3	自分の家の近くがどのくらいの深さの浸水になるか知らない人
避難力向上が必要	Phase4	災害が起こった時の対処方法を理解していない人
状況情報の活用能力が必要	Phase5	災害が起こった時の対処方法を理解しているが、実際の行動を決めていない人
自ら避難判断し、避難行動を行う	率先避難者	災害が起きたときの準備がしっかりできていて、いつでも安全に行動できる人

図-1 Webアンケート調査の質問例

7. 住民防災意識調査

● 利根川下流域の防災意識調査ではフェイズ1が50.1%と最も多く、フェイズ2で9.6%と大きく減少し、フェイズ3～フェイズ5まで段階的に減少する。その一方、率先避難者は17.9%を占めている。

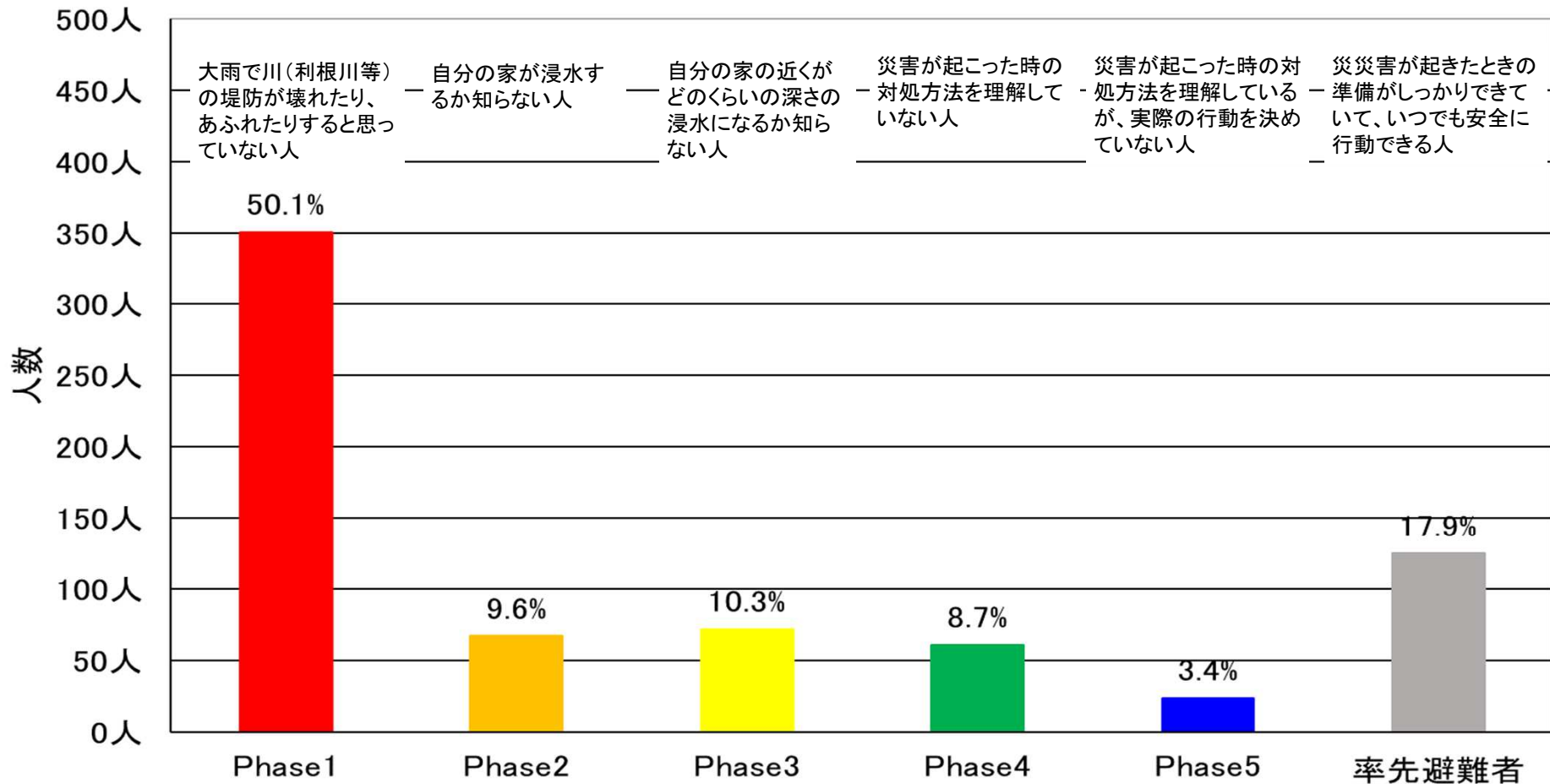
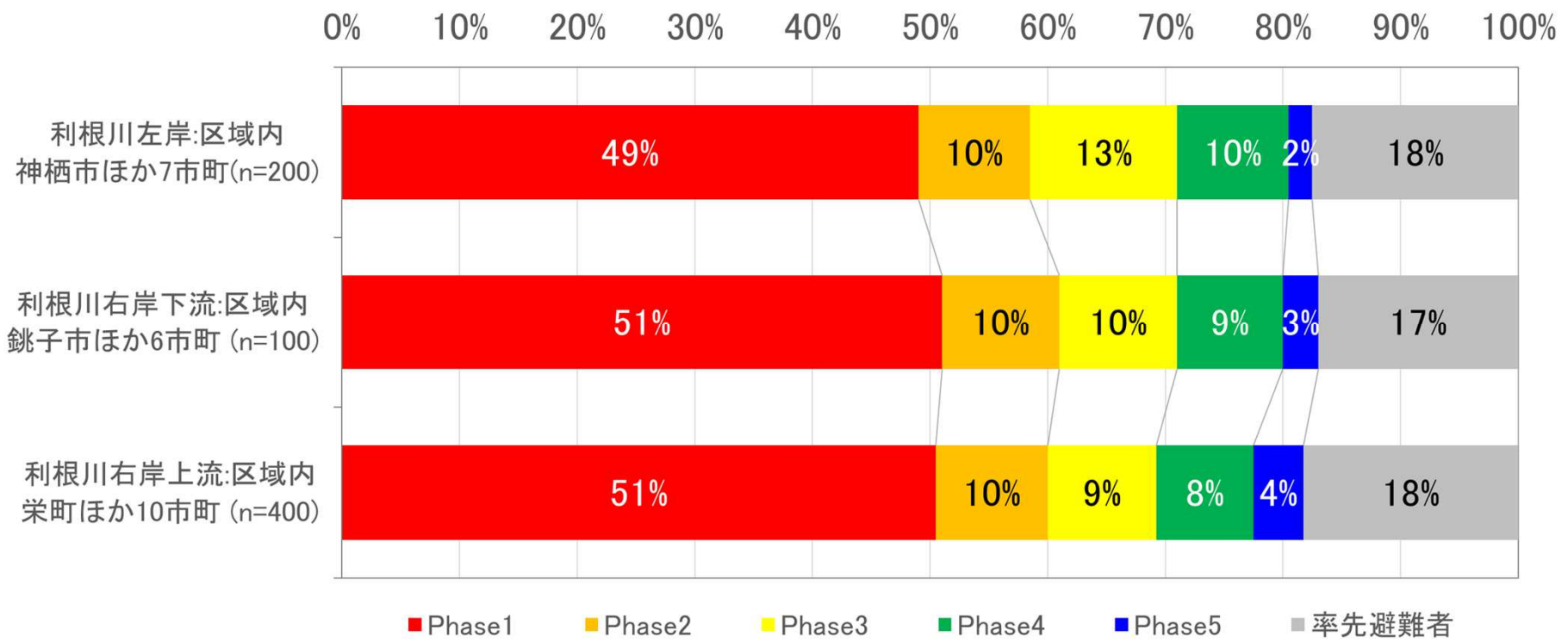


図-2 利根川下流域の防災意識のフェイズ分類(全体)
※浸水想定区域内(n=700)

7. 住民防災意識調査

● 地域別で見ると、3地域とも**フェイズ1の割合が49～51%と最も多く**、フェイズ2～フェイズ5まで段階的に減少している一方、**率先避難者が17～18%と一定数存在する。フェイズ分類の全体的な分布はほとんど変わらない。**



7. 住民防災意識調査

住民防災意識調査結果を踏まえた課題

- 災害リスクの認知度向上が必要な人(フェイズ1~3)を対象に、**防災・減災に対して興味・関心を持ってもらうための取組を推進していく必要がある**
- 水害や土砂災害のリスクに対して自ら避難を判断し、周りの人達を誘導できる人(率先避難者)が実施する**防災・減災活動を支援する取組を推進していく必要がある。**
- 地域防災力の向上を図るため、リスクの存在を知る必要がある(フェイズ1)から**対処行動を実行する必要がある(フェイズ5)の人たちを対象に、段階的に防災意識の向上を図る継続的な取組が必要である。**

7. 住民防災意識調査(まとめ)

水災害の自分事化の取組方針

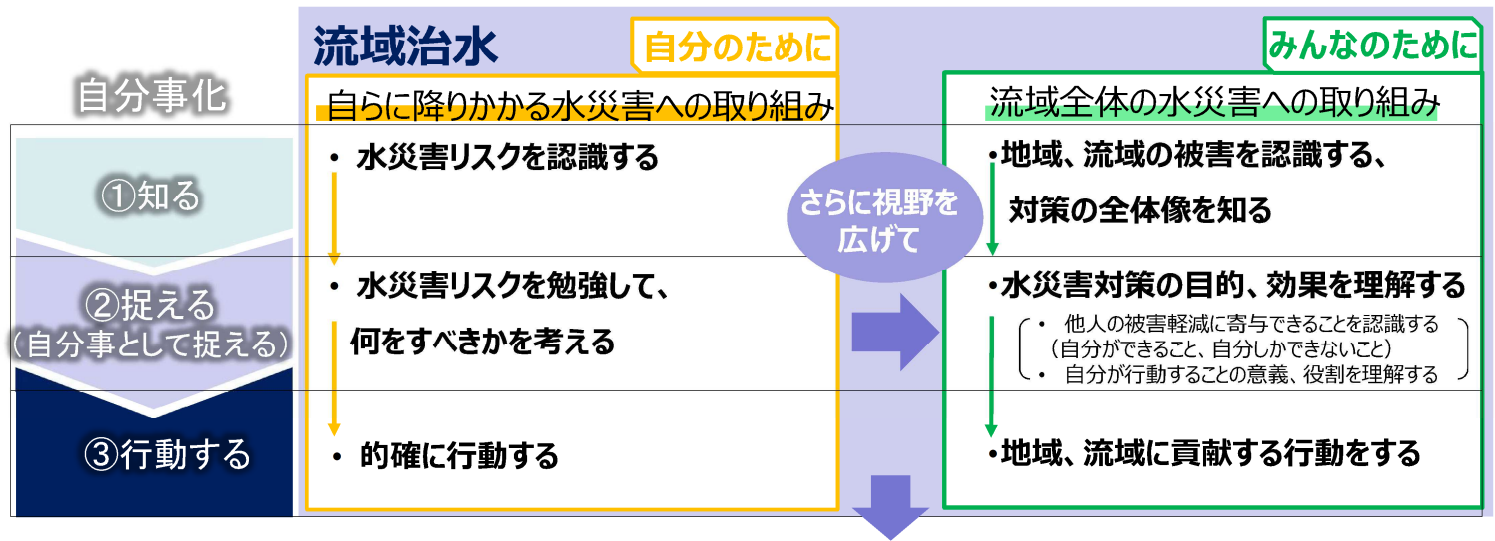
- 流域治水の推進の課題として、①水災害の自分事化、②流域全体の水災害への取組が挙げられており、自分事化の取組方針(①知る→②捉える→③行動する)と施策体系が提示された。
- 住民防災意識調査結果を踏まえて、利根川下流域において、水災害の自分事化を促す取り組みを推進していく必要がある。

#1 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
総力戦の流域治水をめざして



水災害を自分事化し、総力を挙げて流域治水に取り組む

- 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。



持続的な発展、ウェルビーイング

(出典)「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言(概要)、令和5年8月

7. 住民防災意識調査(まとめ)

今後の方向性

- 利根川下流域では、「水害や土砂災害のリスクに対して自ら避難を判断し、周りの人達を誘導できる人(率先避難者)」が一定数存在する一方で、「リスクの存在を知る必要がある人(フェイズ1)」が最も多いことがわかった。住民の防災意識として、**フェイズ1の減少**、「**率先避難者**」の**増加**および**フェイズ1~5の防災意識を段階的に高めていく**ことを目指していく必要がある。
- この状況を踏まえ、取組方針の進捗にあたっては、次の3つの取組を実行することが有効と考えられる。

現時点のフェイズ分類をもとにした有効な取組

現時点のフェイズ分類をもとにした有効な取組

- ①防災意識が低い住民に向けた取組**
 - ・災害リスクの認知度向上が必要な人に向けて自らのリスクを認知していただくような取組
- ②防災意識が高い住民に向けた取組**
 - ・フェイズ4、5、率先避難者が旗振り役となり、全体のフェイズを引き上げるような取組
- ③防災意識を底上げする取組**
 - ・各フェイズの人が段階的にワンランクアップを行えるように防災意識を底上げする取組

The diagram illustrates the goal of increasing disaster awareness. The main bar chart shows six categories: Phase 1 (red), Phase 2 (orange), Phase 3 (yellow), Phase 4 (green), Phase 5 (blue), and Priority Evacuees (grey). A red arrow points down to Phase 1, and blue arrows show a flow from Phase 1 to Phase 2, 3, 4, and 5, and from Phase 4, 5, and Priority Evacuees back to Phase 1. Three smaller bar charts show the distribution in Heisei 7, Heisei current, and Reiwa current years, with a dashed line indicating a trend of decreasing Phase 1 and increasing Priority Evacuees.

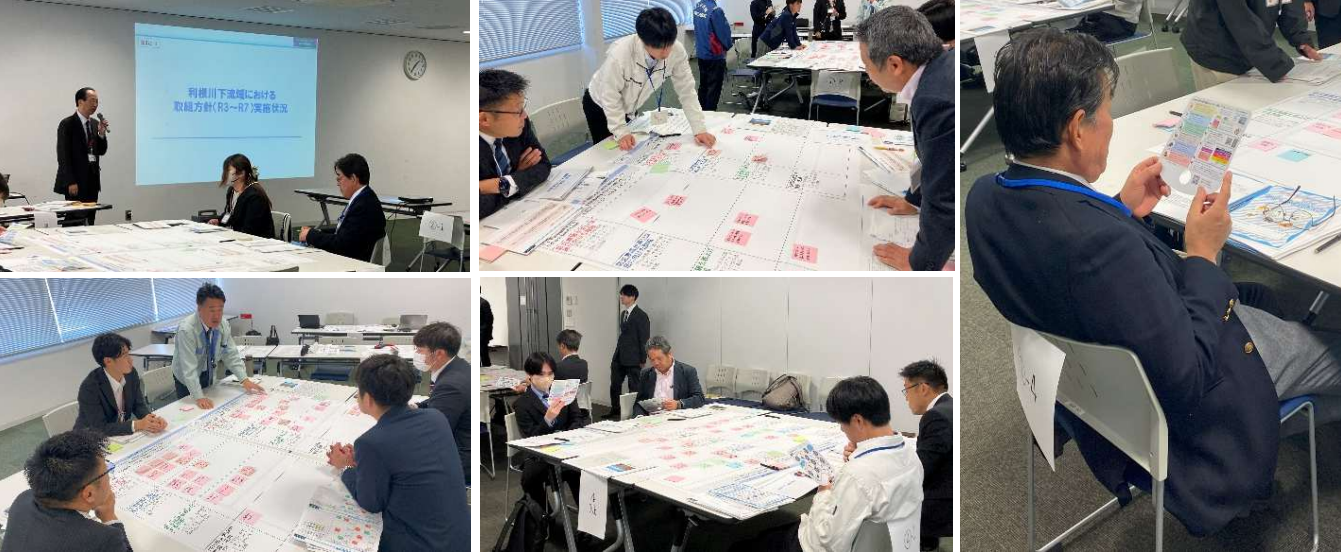
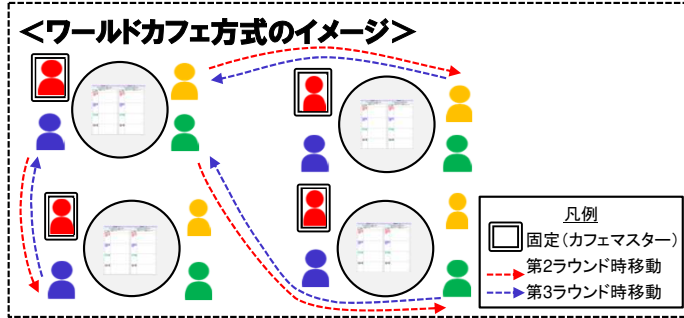
8.意見交換会の開催概要

- 次期取組方針策定に向けて、これまでの取組方針の実施状況、住民防災意識調査アンケート結果を踏まえた、市町担当者の意見交換会を開催いたしました。
- ワールドカフェ方式による活発な意見交換の結果、関係自治体の具体的な取組が挙げられ、参加者が意見交換の中から多くの気づきを得ることができました。

日時:2025/11/12(火) 13:30~16:00
 対象:市町担当者 21人
 場所:川の駅 水の郷「さわら」 2F 災害対策支援室

意見交換会概要

- 利根川下流域における取組状況・住民防災意識調査アンケートについて
- 次期取組方針策定に向けた意見交換会(ワールドカフェ方式)
- 利根川下流河川事務所からのお知らせ



■作成された意見交換会シート



- 意見交換会の意見**
- 他の自治体を実施している取組について知ることで、多くの気づきを得ることができた意見交換会だった。
 - 今後の取組に活かしていきたい。

8.意見交換会の開催概要

共通する3つの課題

- 意識の壁:「正常性バイアス」と「お客様意識」をいかにして自分事化させるか。
- 担い手の持続可能性:防災士・自主防災組織の高齢化と活動のマンネリ化をどう乗り越えるか。
- 若年層へのアプローチとデジタル活用:既存の手法が届かない層へどう働きかけるか。

具体的なアイデア

リスクを「自分事」にする:

- 「まるごとまちごとハザードマップ」等を増設し、日常の中で「浸水の深さ」を実感できる環境を整備する。
- 道の駅・スポーツ施設でのイベント・レジャーを通じて防災設備に触れる機会を創出する。

リーダーが「旗を振る」:

- 防災士や自主防リーダーにマイ・タイムライン講座の講師や訓練の指導を任せる。
- 資格取得で終わらせず、年1回以上の実技講義を通じてスキルの維持・向上を図る。

防災力を「底上げする」:

- 避難所運営ゲーム(HUG)や、マインクラフト等のゲーム、防災キャンプを通じて、有事の行動を楽しみながら疑似体験する。
- 学校運動会での防災競技や、小学校と地域の合同訓練を実施し、子供から家族へ意識を伝播させる仕組みの構築。

9.次期取組方針に向けたとりまとめ

住民防災意識調査結果を踏まえた重点項目

対象となる防災意識区分	重点項目	目的	全体への効果	取組内容(施策メニュー例)
フェイズ1~3 (特に無関心層)	①防災意識が低い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり	リスクの存在と自分ごと化を図り、行動の入り口へ導く。	フェイズ 1~3の人口をフェイズ 4以上へ押し上げる。	<ul style="list-style-type: none"> • まるごとまちごとハザードマップの整備 • 各種イベント連携 • 広報 など
フェイズ 4~5 (実行層・リーダー層)	②防災意識が高い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり	地域防災を担うリーダーの育成と、助け合いの仕組みを構築する。	フェイズ 4, 5の行動力・影響力を強化し、他者の避難を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> • マイ・タイムライン講習会 • 水害伝承 など
フェイズ1~5 (全住民)	③住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携	防災意識を段階的に高め、具体的な行動をとる人の割合を増やす。	全フェイズを通じて継続的に意識とスキルを維持・強化する。	<ul style="list-style-type: none"> • 出前講座(防災教育) • メディア連携 など

【①防災意識が低い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり】
×
【③住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携】
まるごとまちごとハザードマップの設置と出前講座の連携

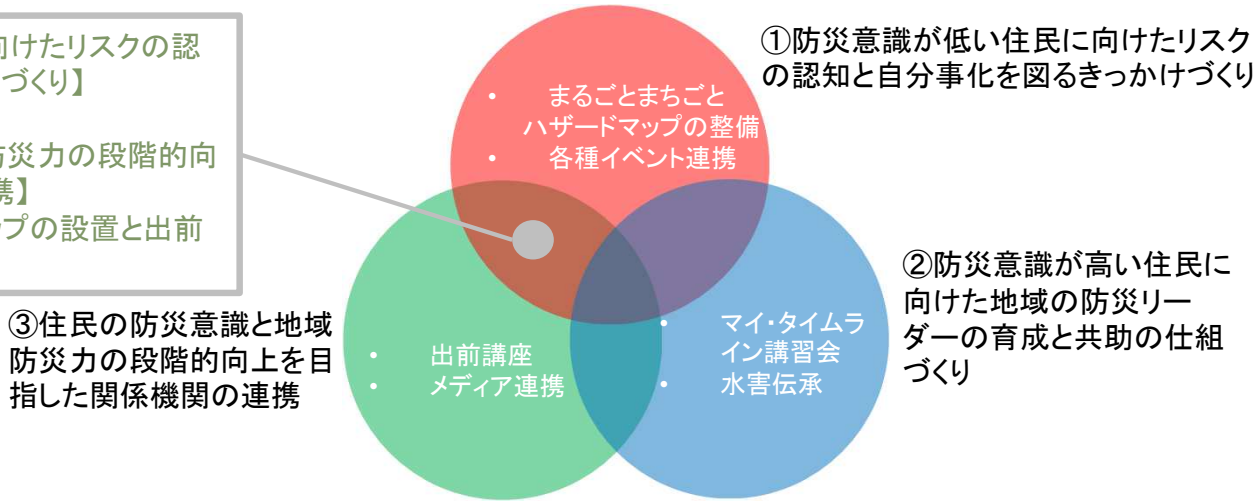


図-4 水害リスクの認知度に沿った取組の推進

【参考】 令和8年度に協議会として対応すべき事項

気象業務法及び水防法の改定(新たな防災気象情報の運用について)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和7年12月16日
気象庁
水管理・国土保全局

新たな防災気象情報の運用について

～令和8年の大雨時期から防災気象情報が生まれ変わります～

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁では、令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、防災関係機関や地域住民の皆様が、より効果的に避難等の行動をとるための新たな防災気象情報の運用開始に向けて、気象業務法及び水防法の改正など所要の準備を進めてきました。

今般、令和8年の大雨時期から運用する新たな防災気象情報の名称や情報体系について、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

新たな防災気象情報は、情報名称に警戒レベルの数字を付記するなど、市町村が発令する避難指示等の避難情報や住民がとるべき避難行動との関係が分かりやすくなります。運用開始は令和8年5月下旬を予定しております。

【新情報のポイント】

新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表します。

これに伴い、河川氾濫の特別警報を新たに開始することや警戒レベル4相当情報として危険警報を運用することなど、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わります。

●5段階の警戒レベルへの整合

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象となる災害である河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルと情報との対応が対象災害ごとに異なる運用となっていたところ、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善します。

	河川氾濫 <small>1級河川などの 大河川の氾濫</small>	大雨 <small>低地の浸水や 大河川以外の氾濫</small>	土砂災害 <small>急傾斜地のがけ崩れや 土石流</small>	高潮 <small>海面の上昇や 波の打上げによる浸水</small>	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

警戒レベル相当情報の新たな情報体系

●情報へのレベルの付記

情報と対応する防災行動をよりわかりやすくするため、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。レベル3～5については警戒レベル“相当”情報ですが、分かりやすさ、伝わりやすさを重視し、例えばレベル3相当の大雨警報は、レベル3大雨警報とします。
(大雨警報→レベル3大雨警報、高潮注意報→レベル2高潮注意報 など)

●河川氾濫に関する特別警報の新設

河川氾濫に関する特別警報として、新たにレベル5氾濫特別警報の運用を開始します。レベル5氾濫特別警報は、洪水予報河川において氾濫が差し迫ったときに発表します。

●レベル4相当情報としての「危険警報」の運用

レベル4避難指示の発令等の目安となるレベル4相当の情報として危険警報を運用します。
(土砂災害警戒情報→レベル4土砂災害危険警報 など)

●気象防災速報、気象解説情報の新設

これまで「気象情報」として発表していた様々な情報を、大きく2つに分類します。線状降水帯による大雨発生など、極端な現象を速報的に伝える情報は、「気象防災速報」、気象状況等を網羅的に解説する情報は「気象解説情報」として発表します。
(顕著な大雨に関する気象情報 →気象防災速報(線状降水帯発生) など)
(全般台風情報 →気象解説情報(台風第〇号) など)

気象業務法及び水防法の改定(新たな防災気象情報の運用について)

【今後の主なスケジュール(予定)】

時期(予定)	内容
令和8年4月頃	新情報の発表基準の公表
令和8年4月下旬頃	運用開始日時のお知らせ
令和8年5月下旬頃	新情報の運用開始

【特設ページ】

新たな情報の具体的な内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しております。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

問い合わせ先			
気象庁大気海洋部気象リスク対策課 山本、兒玉			
代表	03-6758-3900 (内線 4204、4216)	直通	03-3434-9051
水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室 米森、幾原			
代表	03-5253-8111 (内線 35398、35345)	直通	03-5253-8446

【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】
 ~施設・学校・企業・自治体等の防災担当者の方へ~

令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

情報名称などが大きく変わるため、
 防災計画等の点検や見直しをお願いします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【一覧表】

POINT 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。
 【変更例】
 (旧)「大雨警報」
 → (新)「レベル3大雨警報」
警戒レベル3 (高潮警報等)に相当

POINT 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。
 【変更例】
 (旧)「土砂災害警戒情報」
 → (新)「レベル4土砂災害危険警報」

POINT 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(特別警報の新設など)

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。
 【変更例】
 (旧)「洪水警報」
 → 「洪水警報(河川※)」 (新)「レベル3氾濫警報」
 → 「洪水警報(河川以外の河川)」 (新)「レベル3大雨警報」
 ◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。
※国土交通省または前掲情報と共同で発表する洪水警報の対象河川

POINT 線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。
 【変更例】
 (旧)「顕著な大雨に関する気象情報」
 → (新)「気象防災速報(線状降水帯発生)」
 (旧)「記録的短時間大雨情報」
 → (新)「気象防災速報(記録的短時間大雨)」